

# みやぎの農業・農村地域活力支援事業交付金の概要

令和 2 年 8 月

宮城県農政部農業振興課

## ◆ 目的

中山間地域等において、農業・農村の活性化を図るため、その地域の創意と主体性に基づいた地域の特性や優位性を活かした取組を支援します。

## ◆ 対象者

○事業実施主体：市町村

○取組主体 ソフト支援：市町村，ハード支援：地域農業の担い手等（※）

※雇用創出環境整備支援タイプについては、農業法人であること。

## ◆ 実施計画の採択要件等（下記の他、実施要領に基づく）

(1) ソフト支援（採択予定件数：概ね 3 件）：実施要領別記 1 に定める対象地域における取組であること。

(2) ハード支援共通：市町村が県と同率以上の負担・補助を行うこと。

①中山間地域活力支援タイプ（採択予定件数：概ね 1 件）

実施要領別記 2 に定める対象地域における取組であること。

②新農業人活躍支援（採択予定件数：概ね 1 件）

次のいずれかを満たすこと

・原則として、直近 3 年以内まで、農業法人で 1 年以上雇用、もしくは、地域おこし協力隊員等として農業に従事し、栽培技術や経営管理等の営農スキルを習得し、独立して営農を開始すること。

・青年等就農計画の認定を受けていること。

③雇用創出環境整備支援（採択予定件数：概ね 4 件）

次のいずれかを満たすこと

・事業実施後、1 年以内に事業計画の内容に基づき、障害者<sup>※1</sup>の雇用、もしくは外国人技能実習生等を新たに受け入れること。

・事業実施後、1 年以内に、県内の福祉事業所<sup>※2</sup>への作業委託契約による障害者就労を行うこと。

※1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所有者等

※2 就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業を実施する事業所で宮城県又は仙台市が指定した事業所。

## ◆ 補助対象経費

(1) ソフト支援：要領に基づき、知事の認定を受けた事業実施計画を実施するために必要な経費

(2) ハード支援：要領に基づき、市町村長の認定を受けた事業実施計画を実施するために必要な機械や施設等の取得又は整備に要する経費。

## ◆ 補助率

(1) ソフト支援：定額（上限 500 千円）

(2) ハード支援：1 / 3 以内（上限 ①3,000 千円, ②3,000 千円, ③1,000 千円）